

# モバイル FeliCa RF 性能検定規定書

Ver.2.83

2024/07/01

モバイル FeliCa 技術連絡会

## 改定履歴

Ver. No.	発行日	改定内容
1.0	2012.10.1	初版
1.1	2013.4.1	P4 モバイルFeliCa技術連絡会メンバーを更新 P6 検定費用を改定
1.2	2013.9.1	P4 モバイルFeliCa技術連絡会メンバーを更新 P7 検定結果の通知方法を変更
1.21	2014.5.1	検定事務局、および試験所の連絡先情報等を変更
1.22	2014.6.1	下記の窓口を、検定事務局から検定試験所に変更 • 検定申請書の提出先 • 製品型名追加申請書の提出先 • 検定結果の通知元 • 問い合わせ先
2.0	2015.1.1	試験項目の追加に伴い、以下の項目を変更 • 検定費用 • 検定期間 • 検定用リーダライタと通信性能測定用ソフトウェア • 検定用リーダライタの測定中心点およびX方向、Y方向 • 実端末試験
2.1	2016.3.16	P7 検定事務局をNFC認定室からFeliCa認定室に変更 P11 測定条件の変更（30分以上→10分以上） P11 検定項目を変更（Lクラスリーダーライタの削除） P18 6.5.2.1.2 通信不可領域測定①の変更 P26 添付資料C 約款の改訂
2.2	2017.5.1	P11,12 6 検定用リーダライタ変更（RC-S462BをRC-S012Bに変更）
2.21	2017.6.1	P5 モバイルFeliCa技術連絡会メンバーを更新 P6 3.3、3.4変更 P8 4.6 変更 P23,24 申請書変更 P25-29 約款変更(社名、第2条4項、5項、第6条2項、6項、第12条3項、4項)
2.3	2018.1.1	p.19 6.5.1変更
2.4	2018.6.1	p.17 6.4.2 削除 p.18~26 6.5.1にSクラスリーダライタとの通信性能を追加、以降項番変更 p.23~25 6.5.3.3.1、6.5.3.3.2追加 p.26 添付資料A 申請書 変更 p.32 約款変更(第10条2項) p.34 添付資料D サイドロープについて 追加

Ver. No.	発行日	改定内容
2.5	2018.11.1	3.1 対象製品 変更 添付資料A 申請書 変更 添付資料C 約款 変更
2.51	2019.7.1	試験所の連絡先を変更
2.52	2019.9.1	4.1 お申込み詳細 申請書の原紙送付を停止 4.4 検定結果の通知 検定開始後の検定サンプルの改修を廃止
2.6	2020.1.1	黒物販端末ユニットをBT2物販端末ユニットに置き換え 6.1 検定用リーダライタと通信性能測定用ソフトウェア 変更 6.2.8 BT2物販端末ユニット (JT-R591CR-10) の測定中心点およびX方向、Y方向 変更 6.5.3.4. BT2物販ユニット (JT-R591CR-10) 運用確認試験 変更
2.61	2020.01.08	6.2.8 BT2物販端末ユニット (JT-R591CR-10) の測定中心点およびX方向、Y方向 変更
2.7	2020.04.01	モバイルFeliCa RF性能検定に基本シーケンス試験を統合 Web申請システム導入に伴う変更
2.71	2020.12.01	6.5.2 Edy端末との通信性能に注釈追加
2.72	2021.04.01	検定事務局の社名変更 4.1 お申込み詳細 お申込期日を変更 添付資料 A 約款修正
2.8	2021.10.1	検定サンプル数の条件追加 マルチ電子マネーリーダライタ端末(JT-R600CR-00とM010)との通信性能(参考測定)を追加 改札機通信性能測定を改札機EG20へ置き換え 密着面確認試験を改札機EG2へ置き換え バスリーダライタユニット(RC-S011C)との密着面確認(参考測定)を追加 検定項目の増加のため、章立てを再編
2.81	2022.04.01	Ver.2.8の参考測定を合否対象に変更
2.82	2023.07.01	検定事務局の社名変更
2.83	2024.07.01	添付資料 A 約款修正

## 目次

はじめに .....	6
1. 検定の目的 .....	7
2. 検定の位置づけ .....	7
3. 受検製品 .....	7
3.1. 対象製品 .....	7
3.2. 申請型名 .....	7
3.3. 合格製品の変更 .....	7
3.4. 合格製品の型名追加 .....	7
4. お申込み .....	8
4.1. お申込み詳細 .....	8
4.2. 検定開始日 .....	9
4.3. 検定期間 .....	9
4.4. 検定結果の通知 .....	9
4.5. 検定データとサンプル品の扱い .....	9
4.6. 製品型名追加 .....	10
5. 検定方法 .....	11
5.1. 試験環境 .....	11
5.2. 検定に使用する機器 .....	11
5.3. 検定方法関連用語の定義 .....	12
5.4. 通信性能測定手順 .....	13
6. 検定項目 .....	14
6.1. 検定用リーダライタと通信性能測定用ソフトウェア .....	14
6.2. 検定用リーダライタの測定中心点およびX方向、Y方向 .....	16
6.2.1. RC-S012B の測定中心点およびX方向、Y方向 .....	16
6.2.2. RC-S380 の測定中心点およびX方向、Y方向 .....	16
6.2.3. Edy かざし運用端末の測定中心点およびX方向、Y方向 .....	17
6.2.4. JT-R600CR の測定中心点およびX方向、Y方向 .....	18
6.2.5. M010 の測定中心点およびX方向、Y方向 .....	19
6.2.6. 改札機 EG20 (RC-S011C) の測定中心点およびX方向、Y方向 .....	20
6.2.7. 改札機 EG2 (RC-S470C) の測定中心点およびX方向、Y方向 .....	20
6.2.8. バスリーダライタユニット (RC-S470C) の測定中心点およびX方向、Y方向 .....	21
6.2.9. バスリーダライタユニット (RC-S011C) の測定中心点およびX方向、Y方向 .....	21
6.2.10. 車上リーダライタ (VT-9271A) の測定中心点およびX方向、Y方向 .....	22
6.2.11. BT2 物販端末ユニット (JT-R591CR-10) の測定中心点およびX方向、Y方向 .....	22
6.3. 検定構成 .....	23
6.4. 基本性能試験 .....	23
6.4.1. M クラスリーダライタとの通信性能 .....	23
6.5. 実端末試験 .....	23
6.5.1. S クラスリーダライタとの通信性能 .....	24
6.5.2. Edy 端末との通信性能 .....	24
6.5.3. マルチ電子マネーリーダライタ端末との通信性能 (JT-R600CR と M010) .....	27
6.5.4. Suica 端末との通信性能 .....	28

6.6. 基本シーケンス試験 .....	35
6.6.1. シーケンスソフトウェア仕様.....	35
6.6.2. 合格基準.....	35
添付資料 A 約款.....	36
添付資料 B サイドロープについて .....	41

## はじめに

本書は「モバイル FeliCa RF 性能検定」（以下、本検定と呼ぶ）について規定するものです。

本検定は、モバイル製品の RF 通信性能を対象とした試験と基本シーケンス処理機能を対象とした試験で構成されています。

本検定の内容は、モバイル FeliCa 技術連絡会で協議された結果に基づき規定されています。

- ・モバイル FeliCa 技術連絡会メンバー

イオン株式会社

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

KDDI 株式会社

株式会社ジェーシービー

株式会社セブン・カードサービス

ソニー株式会社

ソフトバンク株式会社

西日本旅客鉄道株式会社

株式会社パスモ

東日本旅客鉄道株式会社

フェリカネットワークス株式会社

三井住友カード株式会社

楽天 Edy 株式会社

(五十音順)

本検定の内容、方法、基準、試験環境および手順を以下に規定します。

## **1. 検定の目的**

本検定は、FeliCa 機器に共通の基準を設けて、FeliCa 機器の相互接続性を高める仕組みを作ることにより、サービス事業者、エンドユーザーが安心して FeliCa 技術を利用したサービスを享受できることを目的としています。

## **2. 検定の位置づけ**

本検定で定められた基準は、市場における FeliCa 機器間の互換性を保証するものではありません。また、本検定は、本検定で定められた試験所の環境下で、申請メーカーが提出した受検製品の検定サンプルに対し、本検定で定められた基準を満たしているかを確認するものです。従って、検定の結果として合格したことが、対象製品の全てが合格したことを意味するものではありません。対象製品における製品保証は、各申請メーカーが定めた規定で保証するものとします。

## **3. 受検製品**

### **3.1. 対象製品**

本検定は以下のモバイル製品を対象としています。

- 「おサイフケータイ」サービスに対応したモバイル製品
- 上記以外で共通領域サービスに対応した機能を有するモバイル製品

### **3.2. 申請型名**

申請メーカーは受検製品の型名毎に本検定を受検いただきます。

### **3.3. 合格製品の変更**

検定合格後に FeliCa の RF 通信性能、または、基本シーケンス処理機能に影響が認められるハードウェア、ソフトウェアの変更がある場合は、再度検定を受検いただく必要があります。

### **3.4. 合格製品の型名追加**

検定合格後に、本規定と同一の測定条件下で、合格製品と同一の RF 通信性能、および、基本シーケンス処理機能を有し、かつ、申請メーカーが同一性を保証できる製品は、製品型名追加を申請していただくことにより、合格製品と同様の取り扱いが可能となるため、新たに検定を受検する必要はありません。詳しくは、「4.6 製品型名追加」をご覧ください。

## 4. お申込み

本検定を受検される際には、以下の要領でお申し込みください。

### 4.1. お申込み詳細

#### お申込み期日

検定受検希望日（検定サンプル提出日）の4週間前までに申請してください。

検定受検希望日の60日前から申請していただく事が可能です。ただし、早く申請されても、受験希望日程のお約束は出来ません。ご了承ください。

#### お申込み方法

FeliCa 互換性技術情報サイトの下記ページより申請してください。

<https://www.felicatech.org/mobile/application.html>

#### ご提出いただくもの

##### ● 検定サンプル：

- 受検製品3台（上限品、標準品、下限品 各1台）。但し、検定評価における連続動作時間が1時間以上2時間以下の受検製品は、更に各1台を追加して合計6台を提出して下さい。
  - ◆ 上記3台または6台のうち、最低1台は基本シーケンス試験用に移動機評価用フォーマット済である必要があります。また、移動機評価用フォーマット済の端末を明示してください。
  - ◆ 移動機評価用フォーマットについてはフェリカネットワークス株式会社にお問い合わせください。
  - ◆ 検定評価は、1時間以上の連続動作が必要となるため、連続動作が1時間未満の受検製品は受検をお断りする場合があります。
  - ◆ 合計6台提出された場合の測定方法と測定結果の取り扱いについて
    - 検定は、約款 第2条第4項にもとづき、検定合格した対象製品の全ての製造ロットが検定基準を満たすとみなしています。提出された各共振周波数の2台は同一性能として扱うため、検定用リーダライタとの組合せ評価は、試験所が任意に各共振周波数の1台を選択して実施します。組合せ評価に利用するサンプル数と合否判断は、受検製品を3台提出された場合と変わりません。
    - 試験所には、各共振周波数2台の検定サンプルが存在することになりますが、任意に利用した1台の測定結果が不合格となっても、もう片方の受検製品を利用した追試や再現試験は行いません。
- 充電器：提出した受検製品の台数分
- その他付属品等ある場合：提出した受検製品の台数分

※申請が受理された後に検定試験所に送付してください。

※上限品、標準品、下限品とは、共振周波数の値が製造される全ての製品の中での最高値以上の値の検定サンプルを上限品、最低値以下の値の検定サンプルを下限品、上限品と下限品の間の値の検定サンプルを標準品とします。

## 検定事務局

ソニー株式会社

エンタープライズソリューション事業部 開発部 FeliCa 認定室

## 検定試験所（ソニー(株)業務委託試験所）

ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社

品質保証部門 製品保証部 FeliCa 検定担当

住所：〒292-0834 千葉県木更津市潮見 8-4

E-mail: [sgmo-felica-kentei@sony.com](mailto:sgmo-felica-kentei@sony.com)

## 検定費用

検定費用は、60万円（税別、基本シーケンス試験含む）となります。検定試験所の指定日までに指定口座に入金してください。入金が遅れた場合、検定開始日に検定を開始できないことがあります。

## その他

ご不明な点については検定試験所までお問い合わせください。

再検定の場合は、新たに検定のお申し込みをお願いいたします。

### **4.2. 検定開始日**

本検定をお申し込みいただいてから3営業日以内に検定試験所から申請メーカーに検定開始日を通知いたします。

### **4.3. 検定期間**

検定サンプル等に不備がなく、測定結果に不合格箇所がない場合、検定に要する期間は、検定サンプル提出日を除いて8営業日となります。

### **4.4. 検定結果の通知**

本検定期間に不合格箇所が認められた場合は直ちに検定試験所より申請メーカーに通知いたします。

本検定の合否に関わらず、検定終了後3営業日以内に検定試験所から申請メーカーに対し、「検定結果報告書」をメールにて送付いたします。

なお、本検定に合格した受検製品に対しては、検定終了後7営業日を目処に検定機関が発行した「モバイルFeliCa RF性能検定合格証明書」を検定試験所より申請メーカーにメールにて送付いたします。

### **4.5. 検定データとサンプル品の扱い**

本検定の実施に際し、検定データならびに検定事務局、検定試験所が知りえた情報は、「モバイルFeliCa RF性能検定約款」（添付資料A 約款 参照）に記載した内容に従い管理します。

本検定で使用した検定サンプルは検定終了後7営業日以内に検定試験所から申請メーカーに返却いたします。

#### **4.6. 製品型名追加**

検定合格後に、本規定と同一の測定条件下で、合格製品と同一の RF 通信性能、および、基本シーケンス処理機能を有し、かつ、申請メーカが同一性を保証できる製品は、製品型名追加を申請していただくことにより、合格製品と同様の取り扱いが可能となるため、新たに検定を受検する必要はありません。通信キャリアが異なる製品の型名を追加する場合も同様です。

##### **お申込み方法**

FeliCa 互換性技術情報サイトの下記ページより申請してください。

<https://www.felicatech.org/mobile/application.html>

##### **申請費用**

申請費用は無料となります。

##### **その他**

ご不明な点については検定試験所までお問い合わせください。

## 5. 検定方法

### 5.1. 試験環境

本検定は以下の試験環境で実施します。

温度：20～30°C

湿度：25～70%

### 5.2. 検定に使用する機器

本検定で使用する機器構成は以下の通りです。

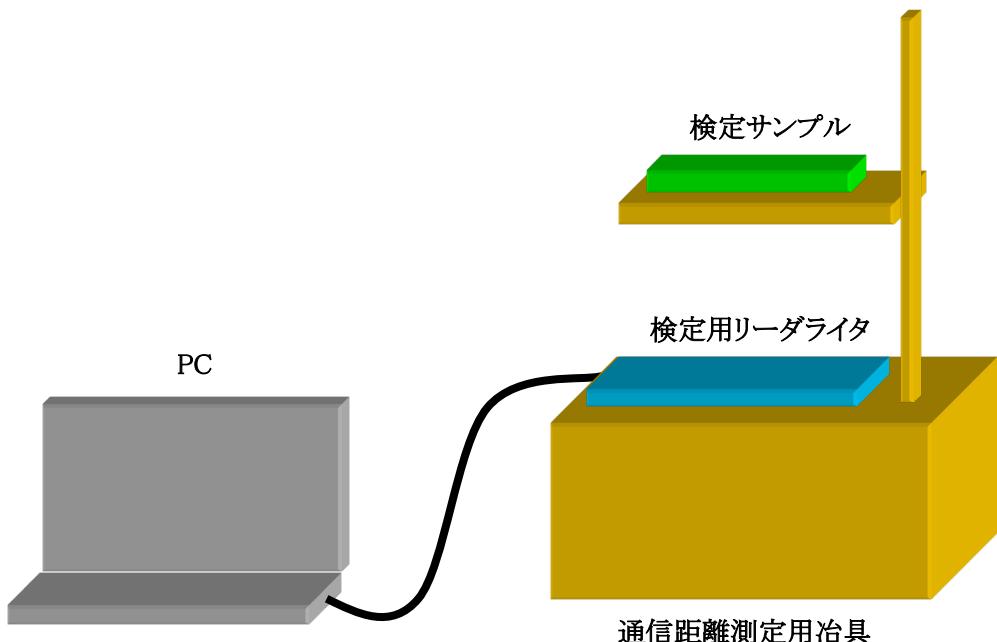


図 5-1 検定機器構成概要

### 5.3. 検定方法関連用語の定義

各用語については下表のように定義します。

用語	説明
測定中心点	<p>検定サンプルの測定中心点は、検定サンプル上のモバイル非接触 IC 通信マークにおける正方体の対角線の交点とする。</p>  <p>• はフェリカネットワークス株式会社の商標です。</p>
	<p>図 5-2 検定サンプルの測定中心点</p> <p>各検定用リーダライタの測定中心点は、「6.2 検定用リーダライタの測定中心点および X 方向、Y 方向」の項に記載する。</p>
角度	<p>検定サンプルの 0 度方向は、検定サンプルの長手方向でかつ申請メーカが指定した方向とする。</p> <p>90 度は 0 度に対し時計回りに 90 度回転させた状態とする。</p>
X 軸、Y 軸	<p>測定中心点を通り 0 度方向に平行な軸を X 軸とし、かつ 0 度方向を+X 方向とする。また、測定中心点を通り 0 度方向に垂直な軸を Y 軸とする。</p> <p>各検定用リーダライタの+X 方向、+Y 方向は、「6.2 検定用リーダライタの測定中心点および X 方向、Y 方向」の項に記載する。</p>
センター	通信距離測定治具を使用し、検定サンプルの測定中心点と検定用リーダライタの測定中心点を一致させた状態とする。
オフセット	センターに対し、検定サンプルを X 軸方向または Y 軸方向に平行移動させた状態とする。
最大通信距離	検定サンプルと検定用リーダライタを遠方より近づけて Polling コマンドによる測定を行い、最初に規定の正答率となる通信距離とする。
通信不可領域	<p>高さ 0mm から最大通信距離の間で規定の正答率を下回る領域。</p> <p>領域の幅が 1mm 未満のものは通信不可領域とはしない。</p> <p>ただし、最終製品形状リーダライタに対して高さ 0mm において規定の正答率を下回った場合は、幅が 1mm 未満であっても通信不可領域とみなす。</p>
正答率	Polling コマンド回数に対する成功回数の割合。本検定で規定する正答率は、特に記載のない限り、99%以上（100 回の Polling コマンドに対し、99 回以上通信に成功すること）とする。
シーケンス処理可能領域	高さ 0mm から最大通信距離の間でシーケンスが 5 回連續で処理成功する領域。処理成功しない領域の幅が 1mm 以上のものはシーケンス処理可能領域とはしない。

## 5.4. 通信性能測定手順

### ■測定条件

安定した測定結果を得るために、測定には電源投入から 10 分以上経過した検定用リーダライタを使用します。

また、FeliCa の RF 通信性能に影響を及ぼさない（金属、ノイズ等の影響がない）環境にて測定します。

### ■通信距離／通信不可領域測定方法

- ① 検定サンプルと検定用リーダライタの測定中心点を合わせ、リーダライタ測定面に安定して密着した状態で設置します。この位置を高さ 0mm とします。リーダライタ測定面に密着して設置できない場合は、リーダライタ測定面の延長上の平面を仮定して密着状態を想定した位置に合わせます。
- ② 検定サンプルをセンター、オフセットや回転の位置に合わせます。
- ③ 通信距離測定用治具を使って、検定サンプルを最大通信距離を超える位置に合わせます。
- ④ 通信性能測定用ソフトウェアを使って、検定用リーダライタから Polling コマンドを実行します。
- ⑤ 通信距離測定用治具を使って検定サンプルを下方向へ移動し、最大通信距離を特定します。
- ⑥ 最大通信距離から高さ 0mm まで 1mm 単位で測定を行い、通信不可領域を測定します。
- ⑦ RF 通信性能の測定を行います。  
②～⑥を全ての測定点での測定が完了するまで繰り返します。
- ⑧ 基本シーケンス処理機能の確認を行います。  
通信距離測定用治具を使って、検定サンプルを最大通信距離の位置に合わせます。
- ⑨ シーケンスソフトウェアを使って、検定用リーダライタからシーケンスを実行します。
- ⑩ 通信距離測定用治具を使って検定サンプルを下方向に移動し、最大通信距離から高さ 0mm まで 1mm 単位で測定を行い、シーケンス処理可能領域を特定します。

## 6. 検定項目

### 6.1. 検定用リーダライタと通信性能測定用ソフトウェア

No.	検定種別	検定用リーダライタ	通信性能測定用ソフトウェア
1	M クラスリーダライタ との通信性能	ソニーRC-S012B (通常品)	通信検証用ソフトウェア (シリアル I/F 用)
2	S クラスリーダライタ との通信性能	ソニーRC-S380 (通常品)	通信検証用ソフトウェア (USB I/F 用)
3	Edy 端末との通信性能	Edy かざし運用端末 (通常品)	通信検証用ソフトウェア (Edy 端末用)
4	マルチ電子マネーリーダライタ端末との通信性能	JT-R600CR (通常品)	本体内蔵。ターミナルソフトウェアから制御。
5	マルチ電子マネーリーダライタ端末との通信性能	M010 (通常品)	Miura FeliCa RW Poller
6	改札機通信性能測定	改札機 EG20 (RC-S011C) (上限、標準、下限品)	通信検証用ソフトウェア (シリアル I/F 用)
7	密着面確認試験 改札	改札機 EG2 (RC-S470C) (標準品)	通信検証用ソフトウェア (シリアル I/F 用)
8	密着面確認試験 バスリーダライタユニット	バスリーダライタユニット (RC-S470C) (標準品)	通信検証用ソフトウェア (シリアル I/F 用)
9	密着面確認 バスリーダライタユニット	バスリーダライタユニット (RC-S011C) (上限、標準、下限品)	通信検証用ソフトウェア (シリアル I/F 用)
10	車上 R/W 運用確認試験	車上リーダライタ (VT-9271A) (上限、標準、下限品)	通信検証用ソフトウェア (車上リーダライタ用)
11	BT2 物販端末ユニット 運用確認試験	BT2 物販端末ユニット (JT-R591CR-10) (上限、標準、下限品)	通信検証用ソフトウェア (BT2 物販端末ユニット用)
12	基本シーケンス試験	ソニーRC-S012B (通常品)	通信検証用ソフトウェア (シリアル I/F 用) シーケンスソフトウェア (シリアル I/F 用)

\*マルチ電子マネーリーダライタ：複数の電子マネーのブランドやフォーマットと互換性を持つリーダライタ

※No.1-No.2、No.12 のソニーリーダライタについては、ソニーの FeliCa 製品特約店にお問い合わせください。

※No.3 の Edy 試験用端末については楽天 Edy 株式会社にお問い合わせください。

※No.6-No.11 の Suica 試験用端末、ソフトウェアについては東日本旅客鉄道株式会社にお問い合わせください。

※上記の検定用リーダライタは日本国内での利用を前提とした製品です。海外での使用については、使用者が責任をもって使用国でのコンプライアンス対応を行うものとします。

## 6.2. 検定用リーダライタの測定中心点および X 方向、Y 方向

各検定用リーダライタの測定中心点および X 方向、Y 方向は以下の通りとします。

### 6.2.1. RC-S012B の測定中心点および X 方向、Y 方向

測定中心点：RC-S012B アンテナ基盤の対角線の交点とします。

X 方向、Y 方向：図 6-1 の通りとします。

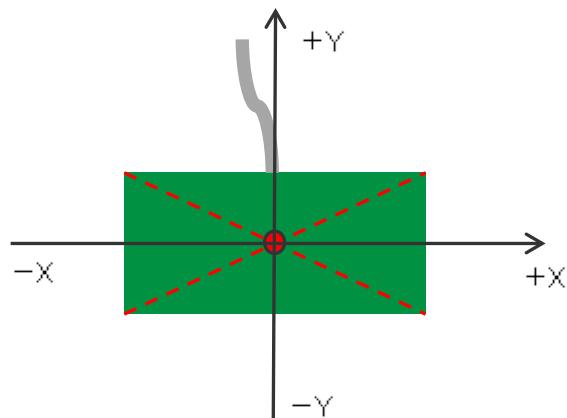


図 6-1 RC-S012B の X 方向、Y 方向

### 6.2.2. RC-S380 の測定中心点および X 方向、Y 方向

測定中心点：RC-S380 中央の円形部の中心とします。

X 方向、Y 方向：図 6-2 の通りとします。

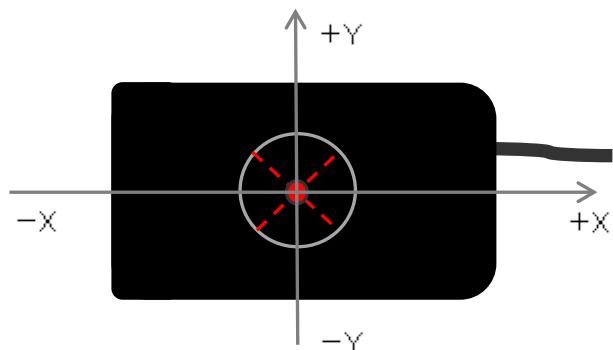


図 6-2 RC-S380 の X 方向、Y 方向

### 6.2.3. Edy かざし運用端末の測定中心点および X 方向、Y 方向

測定中心点：図 6-3 の通りとします。

X 方向、Y 方向：図 6-4 の通りとします。

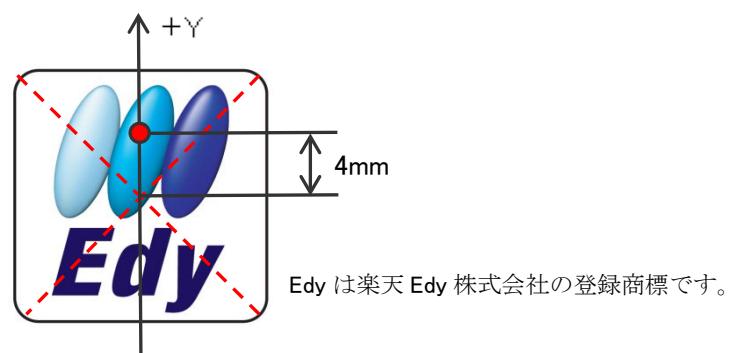


図 6-3 Edy かざし運用端末の測定中心点

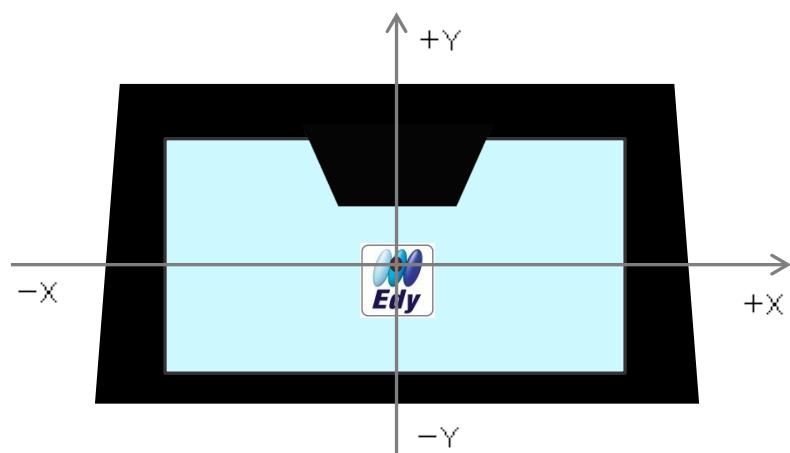


図 6-4 Edy かざし運用端末の X 方向、Y 方向

#### 6.2.4. JT-R600CR の測定中心点および X 方向、Y 方向

このリーダライタに対する検定サンプルの 0 度方向は、検定サンプルのマイク側と反対の方向とします。

測定中心点：リーダライタの表面にあるモバイル非接触 IC 通信マーク中心とします。

X 方向、Y 方向：図 6-5 の通りとします。

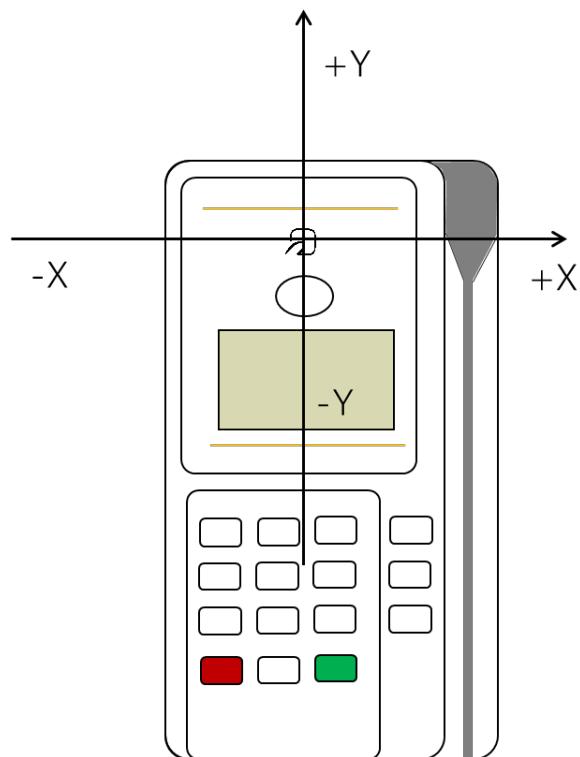


図 6-5 JT-R600CR の X 方向、Y 方向

### 6.2.5. M010 の測定中心点および X 方向、Y 方向

このリーダライタに対する検定サンプルの 0 度方向は、検定サンプルのマイク側と反対の方向とします。

測定中心点：液晶画面に貼られているモバイル非接触 IC 通信マーク中心とします。

M010 は、キーパッドの上面の位置を高さ 0mm と扱います。

X 方向、Y 方向：図 6-6 の通りとします。

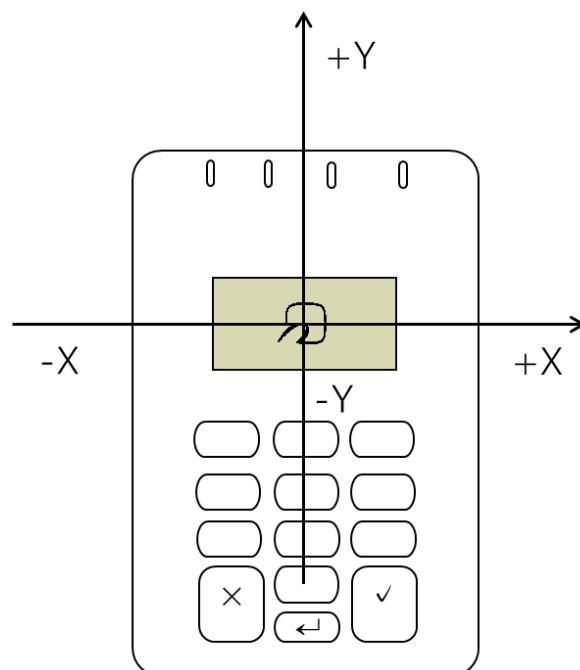


図 6-6 M010 の X 方向、Y 方向

### 6.2.6. 改札機 EG20 (RC-S011C) の測定中心点および X 方向、Y 方向

このリーダライタに対する検定サンプルの 0 度方向は、検定サンプルのマイク側と反対の方向とします。

測定中心点：誘導表示内の△マークを結んだ線の交点とします。

X 方向、Y 方向：図 6-7 の通りとします。

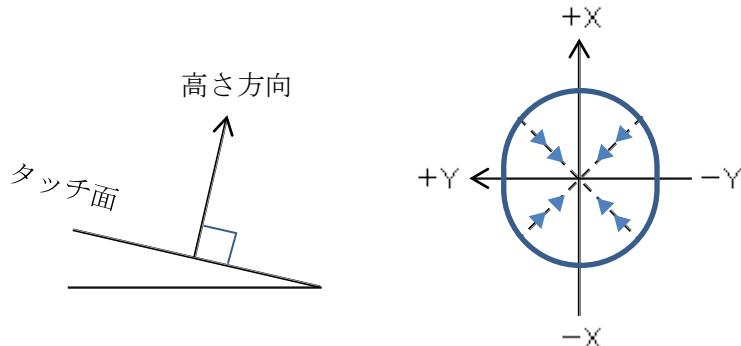


図 6-7 改札機 EG20 (RC-S011C) の X 方向、Y 方向

### 6.2.7. 改札機 EG2 (RC-S470C) の測定中心点および X 方向、Y 方向

このリーダライタに対する検定サンプルの 0 度方向は、検定サンプルのマイク側と反対の方向とします。

測定中心点：誘導表示内のモバイル非接触 IC 通信マーク中心とします。

X 方向、Y 方向：図 6-8 通りとします。

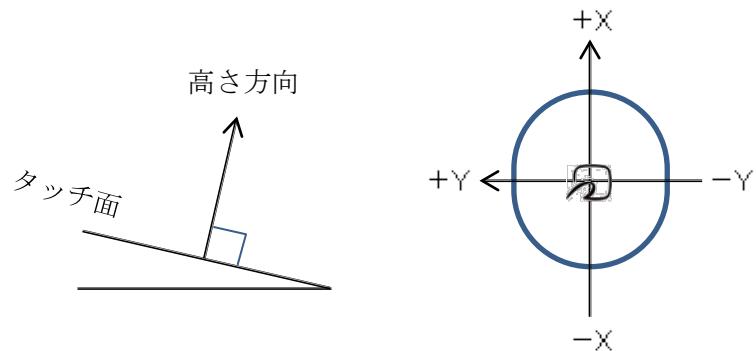


図 6-8 改札機 EG2 (RC-S470C) の X 方向、Y 方向

### 6.2.8. バスリーダライタユニット (RC-S470C) の測定中心点および X 方向、Y 方向

このリーダライタに対する検定サンプルの 0 度方向は、検定サンプルのマイク側と反対の方向とします。

測定中心点：誘導表示内の△マークを結んだ線の交点とします。

X 方向、Y 方向：図 6-9 の通りとします。

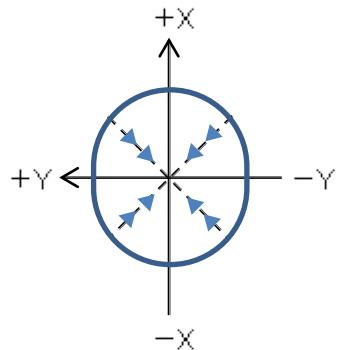


図 6-9 バスリーダライタユニット (RC-S470C) の X 方向、Y 方向

### 6.2.9. バスリーダライタユニット (RC-S011C) の測定中心点および X 方向、Y 方向

このリーダライタに対する検定サンプルの 0 度方向は、検定サンプルのマイク側と反対の方向とします。

測定中心点：誘導表示内の△マークを結んだ線の交点とします。

X 方向、Y 方向：図 6-10 の通りとします。

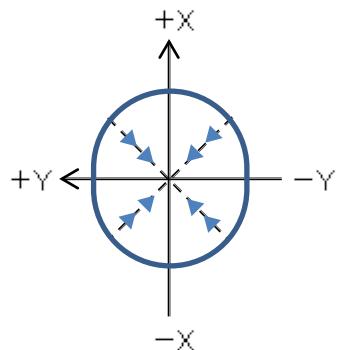


図 6-10 バスリーダライタユニット (RC-S011C) の X 方向、Y 方向

### 6.2.10. 車上リーダライタ（VT-9271A）の測定中心点およびX方向、Y方向

このリーダライタに対する検定サンプルの0度方向は、検定サンプルのマイク側と反対の方向とします。

測定中心点：リーダライタが左端の場合、金属板の左端から80mm、LED部から70mmの位置を中心点とします。

リーダライタが右端の場合、金属板の右端から80mm、LED部から70mmの位置を中心点とします。

X方向、Y方向：図6-11の通りとします。

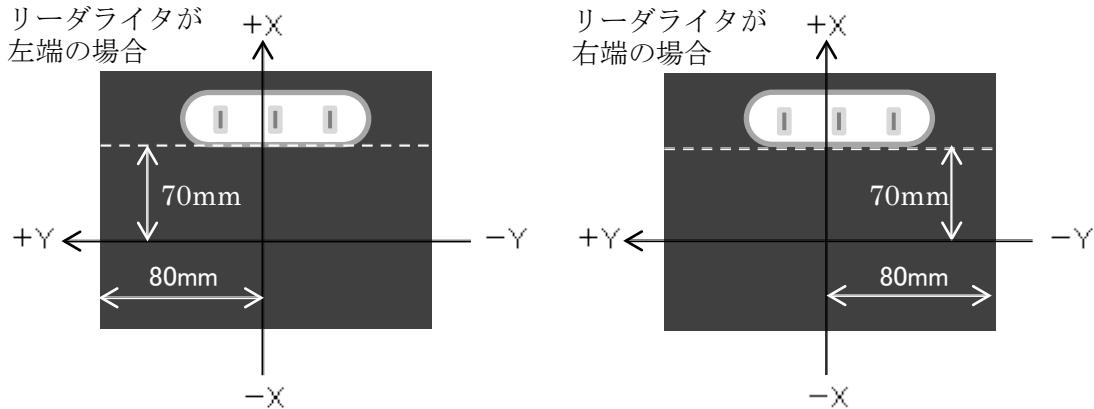


図6-11 車上リーダライタ（VT-9271A）のX方向、Y方向

また、測定を行う際には、5台全ての車上リーダライタユニットを使用し、測定対象となる車上リーダライタは、電源のあるメインの車上リーダライタから最も遠い位置になる様に配置します。

### 6.2.11. BT2 物販端末ユニット（JT-R591CR-10）の測定中心点およびX方向、Y方向

このリーダライタに対する検定サンプルの0度方向は、検定サンプルのマイク側と反対の方向とします。

測定中心点：BT2 物販端末ユニットの円形部の中心とします。

X方向、Y方向：図6-12の通りとします。

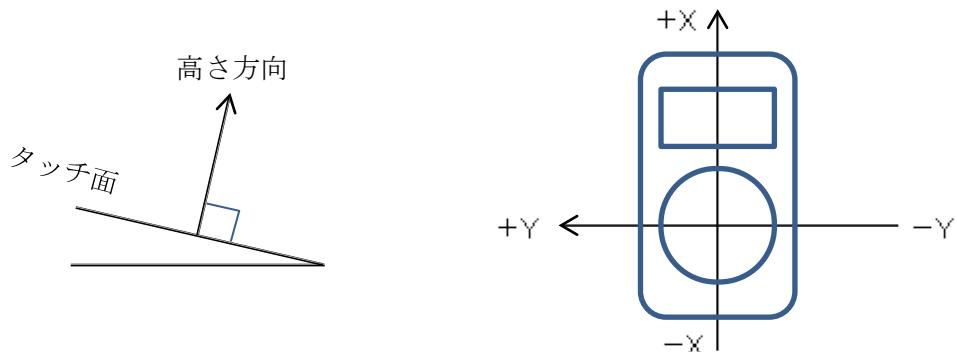


図6-12 BT2 物販端末ユニット（JT-R591CR-10）のX方向、Y方向

### 6.3. 検定構成

本検定は、モバイル製品の RF 通信性能を対象とした「基本性能試験」、「実端末試験」、および、基本シーケンス処理機能を確認する「基本シーケンス試験」から構成されます。

全ての試験項目の基準を満たした場合に検定合格となります。

### 6.4. 基本性能試験

おサイフケータイサービス共通に求められる FeliCa の RF 通信性能を確認します。

基本性能試験は以下の項目から構成されます。

- M クラスリーダライタとの通信性能

#### 6.4.1. M クラスリーダライタとの通信性能

「5.4 通信性能測定手順」に従い、以下の内容にて本試験を実施します。

No.	試験項目	合格基準
1	通信距離 (センター／角度 0 度、90 度)	全ての測定点において、最大通信距離 30mm 以上であること。
2	通信不可領域 (センター／角度 0 度、90 度)	全ての測定点において、0～20mm の範囲に通信不可領域がないこと。

検定サンプルと検定用リーダライタの組み合わせ (○ : 実施 ー : 未実施)

	通常品リーダライタ
上限サンプル	○
標準サンプル	○
下限サンプル	○

### 6.5. 実端末試験

特定のサービスに求められる FeliCa の RF 通信性能を確認します。

実端末試験は以下の 4 項目から構成されます。

1. S クラスリーダライタとの通信性能
2. Edy 端末との通信性能
3. マルチ電子マネーリーダライタ端末との通信性能
4. Suica 端末との通信性能

### 6.5.1. S クラスリーダライタとの通信性能

「5.4 通信性能測定手順」に従い、以下の内容にて本試験を実施します。

No.	試験項目	合格基準
1	通信不可領域 (センター、XY±10mm ／角度 0 度)	高さ 0mm において、センターと XY±10mm の 5 ポイント中、通信不可ポイントが 2 ポイント以下であること。

検定サンプルと検定用リーダライタの組み合わせ (○ : 実施 - : 未実施)

	通常品リーダライタ
上限サンプル	○
標準サンプル	○
下限サンプル	○

### 6.5.2. Edy 端末との通信性能

「5.4 通信性能測定手順」に従い、以下の内容にて本試験を実施します。

”ウェアラブル端末”で楽天 Edy のサービスを実装する予定のない場合は、Edy 端末との通信性能を省略可能です。

No.	試験項目	合格基準
1	通信距離 (センター／角度 0 度、90 度)	最大通信距離 30mm 以上であること。
2	通信不可領域 (センター、XY±10mm ／角度 0 度、90 度)	センター 高さ 6mm 以上 30mm 以下の範囲に通信不可領域がないこと。ただし、3mm 未満の通信不可領域であれば可とする。  センター、オフセット* 高さ 0,1,2,3,4,5mm の各距離において、センターと XY±10mm の 5 ポイント中、通信不可ポイントが 2 ポイント以下であること。 (図 6-13, 図 6-14 を参照)

\* 本項目の正答率は 95%以上とする。

\* センター、オフセットの通信不可は、各ポイントにおける正答率のみで判断する。

#### 注意

- モバイル FeliCa 検定を受検される”ウェアラブル端末”は、検定申請者から「楽天 Edy のサービスを実装する予定が無い」ことの申告があった場合のみ、Edy 端末との試験を省略します。

上記申告が無く、Edy 端末との通信性能の合格基準が未達だった場合は、検定不合格と判定されます。不合格判定後の再受検は、新規の検定申請が必要となります。

- 検定開始後や不合格の連絡を受領後に、検定申請者から「楽天 Edy のサービスを実装する予定が無い」ことの申告を受けても 弊社は下記対応をとりますので、申請時にはご注意をお願いします。
  - Edy 端末との試験結果を除いて、検定合格に変更することはありません。
  - 再検定時には、申請頂いた内容にて再測定となります。前検定時の測定結果を流用することはできません。

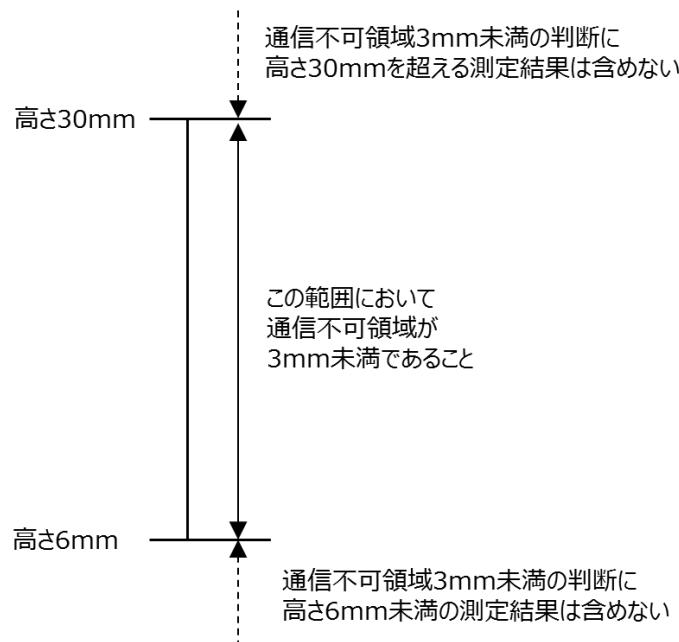
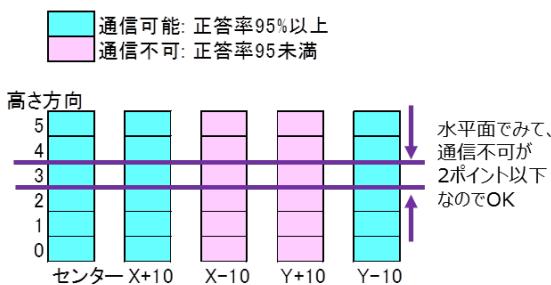


図 6-13 例 1：センターの通信不可領域

合格例



不合格例

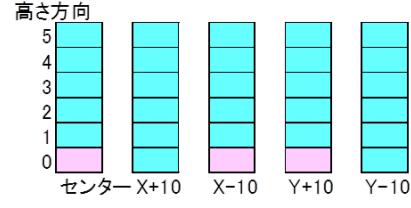
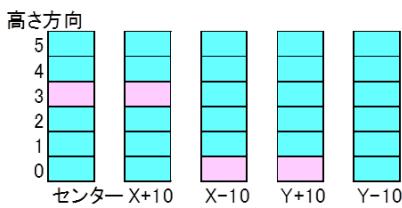
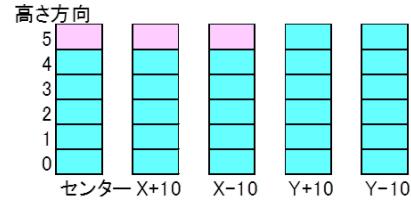
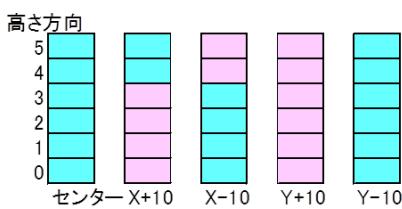
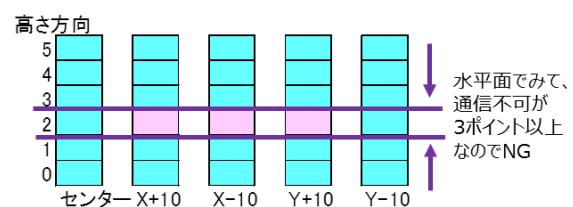


図 6-14 例 2 : センター、オフセットの通信不可領域

検定サンプルと検定用リーダライタの組み合わせ (○: 実施 ー: 未実施)

	通常品リーダライタ
上限サンプル	○
標準サンプル	○
下限サンプル	○

### 6.5.3. マルチ電子マネーリーダライタ端末との通信性能 (JT-R600CR と M010)

「5.4 通信性能測定手順」に従い、以下の内容にて本測定を実施します。

No.	測定項目	目安となる値
1	通信距離 (センター／角度 0 度)	最大通信距離 15mm 以上であること。
2	通信不可領域 (センター、XY±10mm ／角度 0 度)	センター 0~15mm の範囲に通信不可領域がないこと。 ただし、3mm 未満の通信不可領域であれば可とする。  センター、オフセット 高さ 0mm において通信不可領域がないこと。ただし、通信不可領域が、センター、XY±10mm の 5 ポイント中、 2 ポイント以下であった場合は可とする。

検定サンプルと検定用リーダライタの組み合わせ (○ : 実施 ー : 未実施)

	通常品リーダライタ
上限サンプル	○
標準サンプル	○
下限サンプル	○

## 6.5.4. Suica 端末との通信性能

### 6.5.4.1. 改札機通信性能

#### 6.5.4.1.1. 最大通信距離測定

「5.4 通信性能測定手順」に従い、以下の内容にて本試験を実施します。

No.	試験項目	合格基準
1	通信距離 (センター／角度 0 度)	標準リーダライタに対し、85mm 以上であること。 上限リーダライタに対し、80mm 以上であること。 下限リーダライタに対し、75mm 以上であること。

検定サンプルと検定用リーダライタの組み合わせ (○ : 実施 ー : 未実施)

	下限リーダライタ	標準リーダライタ	上限リーダライタ
上限サンプル	ー	○	○
標準サンプル	ー	○	ー
下限サンプル	○	○	ー

#### 6.5.4.1.2. 通信不可領域測定①（広範囲測定）

「5.4 通信性能測定手順」に従い、以下の内容にて本試験を実施します。

No.	試験項目	合格基準
1	通信不可領域 (センター、 $X \pm 10, 20, 30, 40, 50, 60, 70\text{mm}$ (サイドロープ＊は試験対象外) ／角度 0 度)	センター 全てのリーダライタに対し、高さ 0mm～各リーダライタの最大通信距離合格基準値の範囲に通信不可領域がないこと。ただし、高さ 30mm～最大通信距離合格基準値の範囲の幅 2mm 未満の通信不可領域は可とする。  ＊サイドロープ：測定された X 面において、X=0mm 付近を最大とした通信可能領域の終端（通信可能領域と通信不可領域の境界線の傾きの正負が転換する点）から X=0mm と逆方向に広がる通信可能領域をいう（添付資料 B サイドロープについて 参照） センターオフセット 全てのリーダライタに対し、高さ 0mm～最大通信距離（各リーダライタの最大通信距離合格基準か最大通信距離測定値のいずれか小さい方）の範囲内で、高さ方向で連続する 3 ポイントと、X 方向で連続する 3 ポイントから作られる任意の 9 ポイントの四角形の領域で、X 方向に連続 3 ポイントの通信不可ポイントがないこと。 (図 6-15、図 6-16、図 6-17 を参照)

※本項目の Polling 回数は 10 回とし、正答率は 100% とする。

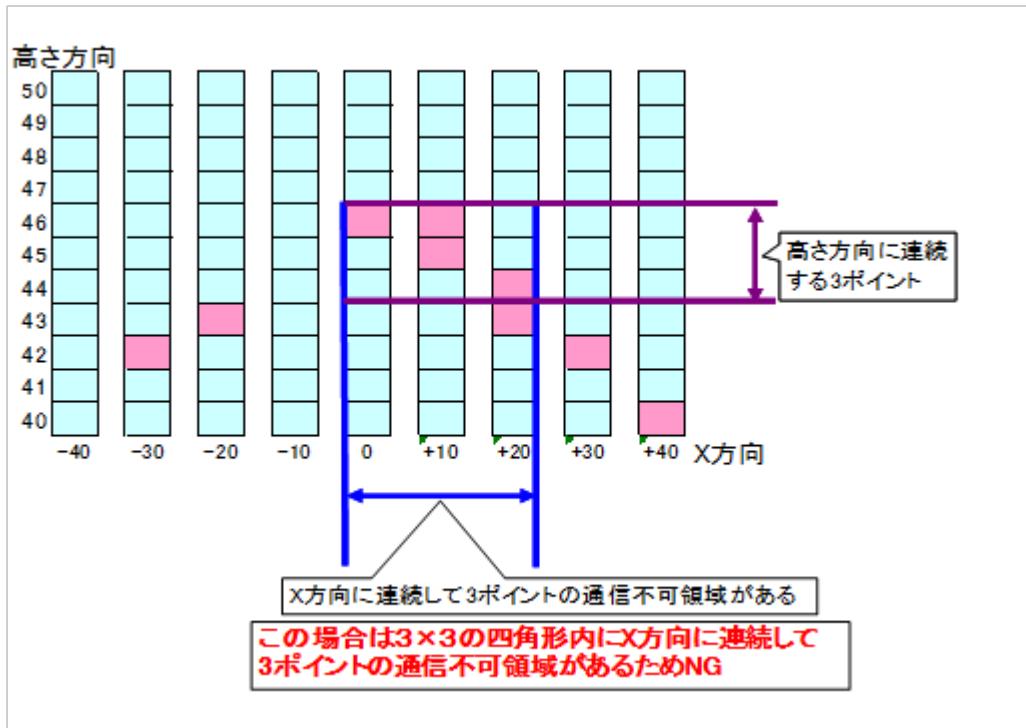


図 6-15 通信不可領域グラフ拡大図 (NGパターン①)

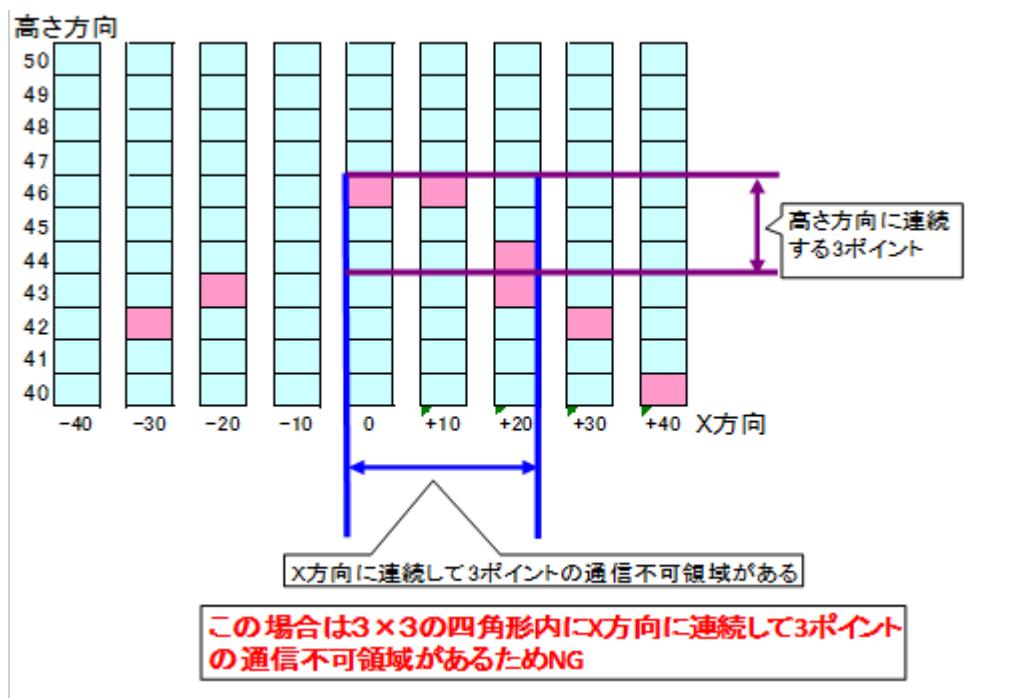


図 6-16 通信不可領域グラフ拡大図 (NGパターン②)

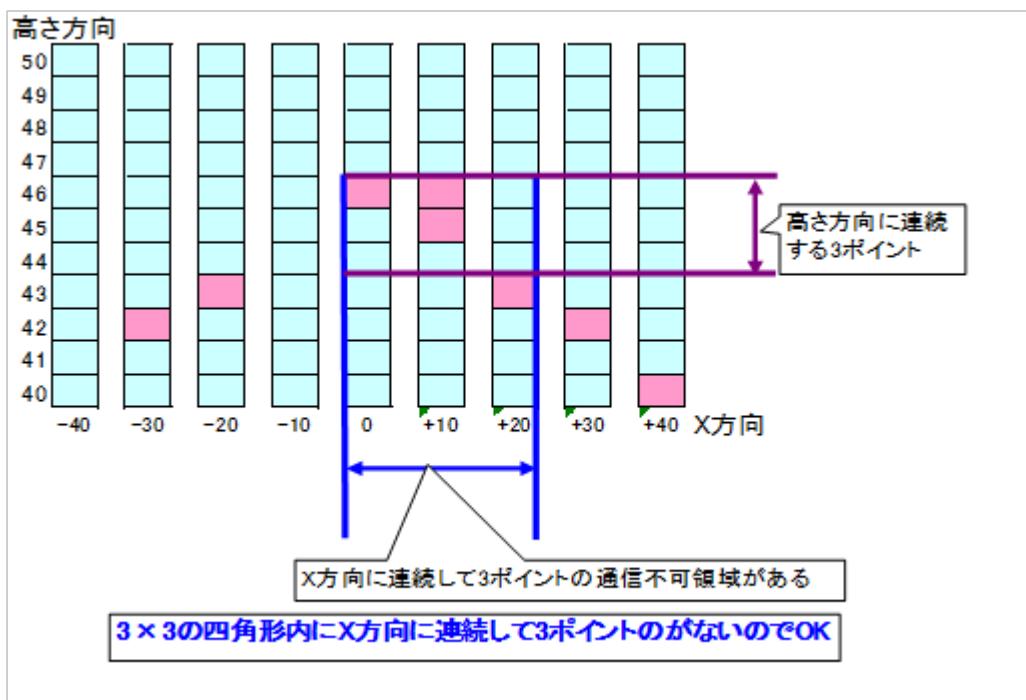


図 6-17 通信不可領域グラフ拡大図（OKパターン）

検定サンプルと検定用リーダライタの組み合わせ（○：実施　—：未実施）

	下限リーダライタ	標準リーダライタ	上限リーダライタ
上限サンプル	—	○	○
標準サンプル	—	○	—
下限サンプル	○	○	—

#### 6.5.4.1.3. 通信不可領域測定②（中心領域測定）

「5.4 通信性能測定手順」に従い、以下の内容にて本試験を実施します。

No.	試験項目	合格基準
1	通信不可領域 (センター、X±5,10,15,20mm/ 角度0度)	高さ0~20mmの範囲に通信不可領域がないこと。 ただし高さ0mmにおける通信不可領域は幅1mm未満であっても不可とする。

検定サンプルと検定用リーダライタの組み合わせ（○：実施　—：未実施）

	下限リーダライタ	標準リーダライタ	上限リーダライタ
上限サンプル	○	—	○
標準サンプル	○	—	○
下限サンプル	○	—	○

#### 6.5.4.2. 密着面確認試験

「5.4 通信性能測定手順」に従い、以下の内容にて本試験を実施します。

No.	試験項目	合格基準
1	通信不可領域 (センター／角度 0 度)	高さ 0mm において通信不可領域がないこと。 高さ 0mm での通信不可領域は幅が 1mm 未満であっても不可とする。

改札機 EG2 (RC-S470C) とバスリーダライタユニット (RC-S470C) における検定サンプルと検定用リーダライタの組み合わせ (○ : 実施 ー : 未実施)

	下限リーダライタ	標準リーダライタ	上限リーダライタ
上限サンプル	ー	○	ー
標準サンプル	ー	○	ー
下限サンプル	ー	○	ー

バスリーダライタユニット (RC-S011C) における検定サンプルと検定用リーダライタの組み合わせ (○: 実施 ー: 未実施)

	下限リーダライタ	標準リーダライタ	上限リーダライタ
上限サンプル	○	ー	○
標準サンプル	ー	○	ー
下限サンプル	○	ー	○

### 6.5.4.3. 車上リーダライタ（VT-9271A）運用確認試験

FeliCa の RF 通信において、Active Load Modulation(ALM)技術を使用する受検製品については、「6.5.4.3.1 通信性能測定」および「6.5.4.3.2 対向外通信測定」を実施します。使用しない受検製品については「6.5.4.3.1 通信性能測定」のみを実施します。

#### 6.5.4.3.1. 通信性能測定

「5.4 通信性能測定手順」に従い、以下の内容にて本試験を実施します。

No.	試験項目	合格基準
1	通信距離 (センター／角度 0 度)	最大通信距離 15mm 以上であること。
2	通信不可領域 (センター、XY±10mm ／角度 0 度)	センター 0～15mm の範囲に通信不可領域がないこと。 ただし、3mm 未満の通信不可領域であれば可とする。  センター、オフセット 高さ 0mm において通信不可領域がないこと。ただし、通信不可領域が、センター、XY±10mm の 5 ポイント中、 2 ポイント以下であった場合は可とする。

※本項目の正答率は 95%以上とする。

検定サンプルと検定用リーダライタの組み合わせ (○ : 実施 ━ : 未実施)

	下限リーダライタ	標準リーダライタ	上限リーダライタ
上限サンプル	○	━	○
標準サンプル	━	○	━
下限サンプル	○	━	○

### 6.5.4.3.2. 対向外通信測定

以下の内容にて本試験を実施します。

No.	試験項目	合格基準
1	<p>対向外通信領域 (センター、XY±15mm／角度0度)</p> <p>試験概要 リーダライタの右側に受検製品をかざして、リーダライタの左側にてPollingコマンドを送信する。</p> <p>判定内容 対向外(リーダライタの左側)との通信が成立(LEDが反応)しないことを確認する。 100回のPolling送信を行い、対向外と通信成立した回数が10回以上である場合に「対向外通信成立」とする。</p>	<p>高さ0,10mmの各距離において、センターとXY±15mmの5ポイント中、「対向外通信成立」するポイントが2ポイント以下であること。 (図6-18、図6-19を参照)</p>

検定サンプルと検定用リーダライタの組み合わせ (○: 実施 -: 未実施)

	下限リーダライタ	標準リーダライタ	上限リーダライタ
上限サンプル	-	-	-
標準サンプル	-	○	-
下限サンプル	-	-	-

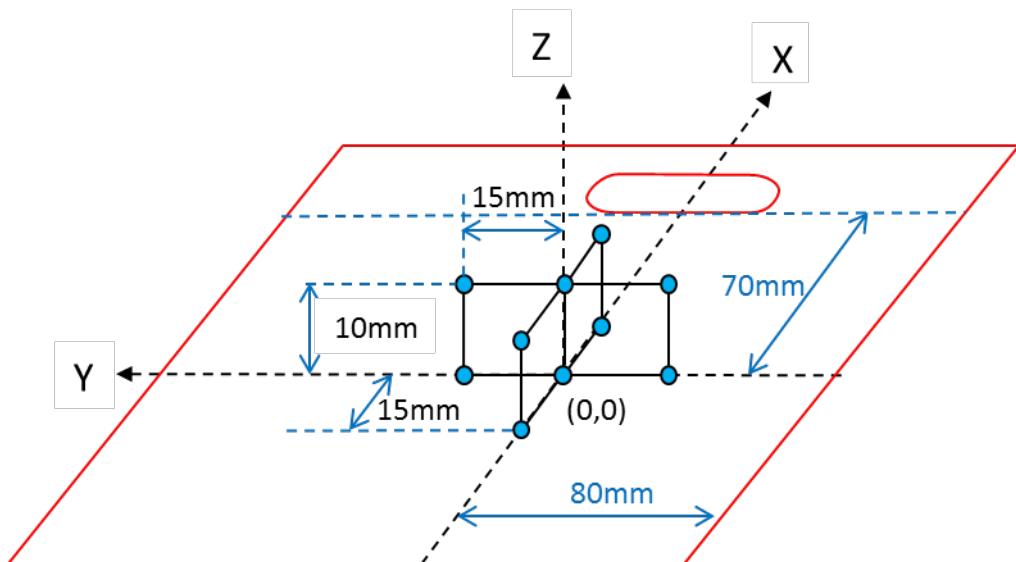


図6-18 対向外通信測定 測定点

- Pass point
- Fail point

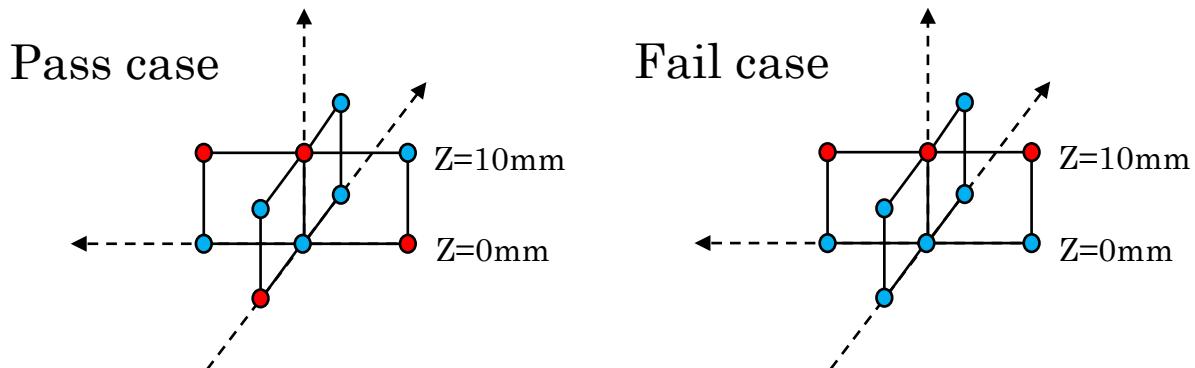


図 6-19 対向外通信測定 合格基準例

#### 6.5.4.4. BT2 物販ユニット (JT-R591CR-10) 運用確認試験

「5.4 通信性能測定手順」に従い、以下の内容にて本試験を実施します。

No.	試験項目	合格基準
1	通信距離 (センター／角度 0 度)	最大通信距離 15mm 以上であること。
2	通信不可領域 (センター、XY±10mm ／角度 0 度)	<p>センター 0~15mm の範囲に通信不可領域がないこと。 ただし、3mm 未満の通信不可領域であれば可とする。</p> <p>センター、オフセット 高さ 0mm において通信不可領域がないこと。ただし、通信不可領域が、センター、XY±10mm の 5 ポイント中、2 ポイント以下であった場合は可とする。</p>

※本項目の正答率は 95%以上とする。

検定サンプルと検定用リーダライタの組み合わせ (○ : 実施 ー : 未実施)

	下限リーダライタ	標準リーダライタ	上限リーダライタ
上限サンプル	○	ー	○
標準サンプル	ー	○	ー
下限サンプル	○	ー	○

## 6.6. 基本シーケンス試験

### 6.6.1. シーケンスソフトウェア仕様

シーケンスソフトウェアの仕様は以下の通りとします。

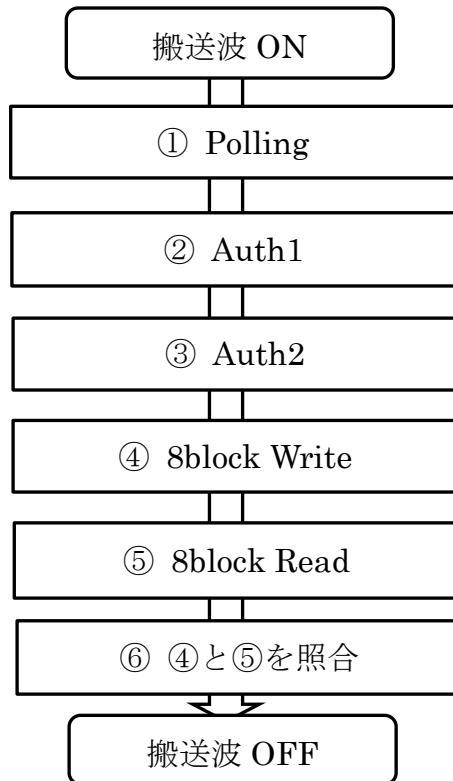


図 6-20 シーケンスソフトウェア

上記のシーケンスを 1mm 毎に行う 1 回の測定あたり 5 回連続で実行します。

5 回連続で成功した場合を処理可能と判定します。

### 6.6.2. 合格基準

本試験の合格基準は以下の通りとします。

No.	測定点	合格基準
1	センター／角度 0 度	通信可能領域でシーケンス処理が可能なこと。

## 添付資料A 約款

### モバイルFeliCa RF 性能検定約款（モバイル製品向け）

本約款は、ソニー株式会社（以下当社といいます）と貴社との間で、貴社が「通信キャリア」、第三者又は自社のために製造する「対象製品」に関して当社が実施する、「モバイルFeliCa RF 性能検定」について定めるものです。本約款は、「モバイルFeliCa RF 性能検定」実施に関する

個々の申込みについてのみ適用されるものとし、貴社が第2条第1項に従い「モバイルFeliCa RF 性能検定」に申込み、当社がこれに承諾することにより、当該検定に関する契約が本約款の条件に従って成立する（以下本契約といいます）ものとします（当該承諾日を、以下「発効日」といいます）。（本段落において括弧書きで記載される用語の意味は、第1条で定義されるものとします。）

#### 第1条（定義）

本約款の用語を以下の通り定義します。

- (1) 「モバイル製品」とは、「通信キャリア」、第三者又は自社の商標の下で販売、貸与その他の提供が為される、通信機能を有する小型携帯端末機器をいいます。
- (2) 「通信キャリア」とは、自己の商標の下で販売、貸与その他の提供が為される小型携帯端末機器の利用者に対して、移動体通信設備を用いて自己の無線通話役務を提供する電気通信事業者をいいます。
- (2) 「対象製品」とは、“おサイフケータイ”と称するサービスに対応した「モバイル製品」及び“おサイフケータイ”以外でFeliCa の共通領域サービスに対応する機能を有する「モバイル製品」をいいます。
- (4) 「モバイルFeliCa RF 性能検定」又は単に「検定」とは、「通信キャリア」、第三者又は自社のために貴社が製造する「対象製品」が、別途モバイル FeliCa 技術連絡会の定める「モバイル FeliCa RF 性能検定規定書」（以下「検定規定書」といいます）に定める「モバイル製品」向け基準（「対象製品」の基本シケンスに関する基準も含み、以下「検定基準」といいます）を満たすものであるか否かを、モバイルFeliCa 技術連絡会が設定する検定項目について確認するために当社が実施する検定をいいます。
- (5) 「試験所」とは、「モバイルFeliCa RF 性能検定」における試験の実施機関として当社が指定する第三者をいいます。

#### 第2条（検定）

1. 貴社は、「対象製品」について「モバイルFeliCa RF 性能検定」を受けることを希望する場合には、「検定規定書」の定めに従い、「対象製品」の型番毎にそれぞれ個別に「モバイルFeliCa RF 性能検定」の申込みを行うものとします。かかる「モバイルFeliCa RF 性能検定」の申込みは、当社が、貴社の申込みから当社の5営業日以内に合理的な理由に基づく拒絶の通知を貴社に対して発信しない限り、承諾されたとみなされるものとします。なお、具体的な検定日時は、貴社と「試験所」間で直接調整することにより決定するものとします。
2. 貴社は、「モバイルFeliCa RF 性能検定」を受けるにあたり、「対象製品」のサンプル3 個を当社に提供するものとします。当社は、「モバイルFeliCa RF 性能検定」終了後、かかるサンプルを貴社に対して返還するものとします。尚、当社は、「モバイルFeliCa RF 性能検定」を実施することに伴い発生するサンプルの毀損について、一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、本契約が有効に成立し、且つ前項に基づくサンプルを当社が受領した後、速やかに「検定基準」に従い検定し、その結果を貴社に通知するものとします。かかるサンプルにつき「モバイルFeliCa RF 性能検定」に合格した場合、当社は貴社に対し、かかるサンプルの型番の「対象製品」につき、「モバイルFeliCa RF 性能検定」に関する検定合格証明書（以下「合格証明書」といいます）を発行するものとします。
4. 前項に基づく「モバイルFeliCa RF 性能検定」に合格した「対象製品」と同一測定条件におけるRF 通信性

- 能及びシーケンス処理機能が同一で「検定」を受けていない「対象製品」について、当社所定の方法により貴社から「検定」に合格したものとして扱いたい旨の型番追加要請があり、当社がこれを当社所定の書式により承諾した場合、当該「対象製品」は「検定」を受けることなく「モバイルFeliCa RF 性能検定」に合格したとみなされます。但し、「検定」を受けていない「対象製品」を本項の定めにより「検定」に合格したとみなす条件として、貴社はかかるRF 通信性能及びシーケンス処理機能の同一性を保証するものとします。
5. 「合格証明書」の有効期間は、合理的理由に基づく当社からの取消を受けない限り「合格証明書」の発行日より10 年間とし、かかる有効期間は「合格証明書」に記載されるものとします。但し、前項に基づき追加された型番の「対象製品」に発行される「合格証明書」の有効期間は、本条第3 項に基づき、現実に実施された「検定」に合格している「対象製品」の有効期間と同一とします。

### 第3条（検定合格の効果）

1. 貴社が製造した「対象製品」が「モバイルFeliCa RF 性能検定」に合格した場合、「合格証明書」の有効期間中、貴社は、当該「対象製品」が「モバイルFeliCa RF 性能検定」に合格している旨を公表又は表示することができるものとします。貴社は、「モバイルFeliCa RF 性能検定」に合格した「対象製品」を公表又は表示する場合には、合格した検定の名称、「検定規定書」のバージョン、当該合格した「対象製品」の型番を、合格証明書の記載に従って公表するものとします。
2. 貴社が前項に定める公表方法に従わない場合、当社は、前項において貴社に許諾する権利を即時に停止させることができるものとします。
3. 当社は、当社所定の方法により貴社から要請のある場合に、「モバイルFeliCa RF 性能検定」に合格した「対象製品」の型番等を貴社名と共に当社のホームページ上に掲載できるものとします。
4. 貴社は、「モバイルFeliCa RF 性能検定」に合格した型番の「対象製品」でなければ、第3条第1項に基づく公表をすることができないものとします。
5. 「合格証明書」の有効期間が満了した場合、貴社は本条第1項に定める権利を喪失するものとします。

### 第4条（対価）

1. 貴社は、本約款に定める「モバイルFeliCa RF 性能検定」を受ける対価として、1回の検定につき検定料として金600,000 円（消費税及び地方消費税は含まれないものとします。）を当社に対して支払うものとします。かかる貴社の当社に対する対価の支払は、貴社と「試験所」で合意したサンプル提出予定日の1週間前までに、検定料並びにこれらに賦課される消費税及び地方消費税の合計額を当社の指定する銀行口座に振り込むことにより行われるものとします。なお、当社は、かかる支払いがなされるまで、第2条第3 項に定める検定にかかる作業を留保できるものとします。
2. 前項の規定にも拘わらず、貴社は、第2条第1項にて定める検定申込みの回数が同一年度内において10回を超える場合、当該会計年度内における11回目以降の検定申込みについては、1回の検定につき検定料として金540,000円（消費税及び地方消費税は含まれないものとします。）を、前項に定める手続きに従って当社に対して支払うものとします。なお、本項において、会計年度とは該当年における4月1日に始まり翌年3月31日に終わる12ヶ月の期間を意味します。
3. 当社はいかなる事由が生じても、既に受領した検定料を貴社に対して返還しないものとします。

### 第5条（変更・取消）

1. 「モバイルFeliCa RF 性能検定」の合格の効果は、貴社がサンプルとして提出した「対象製品」と同一の型番のものに対してのみ認められるものとします。その他の「対象製品」について、同様の公表及び表示を希望する場合には、貴社は、別途かかる「対象製品」に対し「モバイルFeliCa RF 性能検定」を受け、合格する必要があるものとします。

2. 型番が同一の場合であっても、「対象製品」に、変更が加えられた場合は、当該「対象製品」には合格の効果が及ばないものとし、貴社は、当該「対象製品」につき、新たに「モバイルFeliCa RF 性能検定」を受験する必要があります。但し、変更が加えられた場合であっても、かかる変更を貴社が当社に当社所定の書式に通知し、その変更を当社が審査し、RF 通信性能及びシーケンス処理機能に影響を及ぼさないと認めた場合であって、かつ、貴社が合格した「対象製品」と同一測定条件におけるRF 通信性能及びシーケンス処理機能の同一性を保証する場合には、この限りではありません。
3. 当社は、当社の判断により、「検定基準」の一部又は全部を変更又は追加することがあります。このような場合、当社は、「検定規定書」のバージョンを変更するものとし、貴社は、新たなバージョンの下で「モバイルFeliCa RF 性能検定」の「合格証明書」を取得するためには、「対象製品」について別途「モバイルFeliCa RF 性能検定」を受け、これに合格する必要があります。但し、「検定基準」の一部又は全部の変更又は追加は、過去のバージョンの下で貴社が取得した「合格証明書」の効力に影響を及ぼすものではないものとします。
4. 「モバイルFeliCa RF 性能検定」に合格した「対象製品」の量産品の製造後、当該「対象製品」の市販品につき、「モバイルFeliCa RF 性能検定」に合格した時点における「検定基準」を満たしていないことが当社により確認された場合、当社は、当該「対象製品」に関し、「モバイルFeliCa RF 性能検定」の合格を取消すことができるものとします。
5. 貴社が「対象製品」に変更を加えたにも関わらず、本条第2項に従い、別途新たに検定に合格することなく又は当社に対し、本条第2項但書に該当する旨の所定の申請することなく第3条第1項に基づく公表又は表示をした場合、又は本条第3項に従い「検定規定書」のバージョンが変更になった場合に別途新たな検定に合格することなく「対象製品」が新バージョンの下で「モバイルFeliCa RF 性能検定」に合格した旨の第3条第1項に基づく公表又は表示をした場合には、当社は直ちに「モバイルFeliCa RF 性能検定」の合格を取消すことができるものとします。

## 第6条（秘密の保持）

1. 貴社及び当社は、「モバイルFeliCa RF 性能検定」に基づき知り得た相手方の技術上、営業上又は他の業務上の秘密（以下、「秘密情報」といいます）を、当該「秘密情報」を受領後3年間、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に公表又は漏洩してはならないものとします。また、当社は、貴社の「秘密情報」を受領後3年間、当該「秘密情報」を本約款に定める目的以外の目的に使用しないものとします。
2. 前項の規定にも拘わらず、貴社及び当社は、次の各号の何れかに該当することを証明できる情報については、本条に定める何れの義務も負わないものとします。
  - ① 開示時に既に公知となっている情報。
  - ② 開示時に既に受領者が知っていた情報。
  - ③ 開示後に受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。
  - ④ 開示後に受領者が第三者より守秘義務を負うことなく合法的に入手した情報。
  - ⑤ 「秘密情報」とは無関係に受領者が独自に開発した情報。
3. 本条第1項の規定にも拘わらず、貴社及び当社は、政府機関から又は法令に基づいて開示の要求がなされた相手方の秘密情報を、以下の措置を講ずることを条件として開示することができる。
  - ① 当該要請があつた旨及び開示する内容を相手方に事前に書面にて通知するよう合理的な努力をする。
  - ② 開示される秘密情報が秘密として保持されるように合理的な措置を講ずる。
4. 本条第1項の規定にも拘らず、当社は、本約款に定める目的を実行するために必要がある場合、試験所、第11条第3項に定める第三者及び当社の関連会社に対し、貴社の「秘密情報」を開示できるものとします。その場合、当社は、当該開示先に対し、本条第1項にて当社が課されている義務と同等の義務を課すものとします。また、当該開示先がかかる義務に違反した場合は、当社による本契約の違反とみなされるものとしま

す。

#### 第7条（責任の制限）

1. 「モバイルFeliCa RF 性能検定」の合格は、貴社が製造する「対象製品」の品質、機能、性能、安全性、有用性及び合目的性を保証するものではありません。
2. 当社は、「モバイルFeliCa RF 性能検定」に合格した「対象製品」について、貴社又は第三者に生じる損害等について一切の責任を負うものではありません。

#### 第8条（反社会勢力の排除）

1. 当社及び貴社は、相手方に対し、本契約締結時点において、自己並びに自己の役員及び経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当しないこと並びに次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、本契約期間中該当しないことを保証する。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者、その他これらに準ずる者をいう。
  - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 反社会的勢力に対して、反社会的勢力であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 自己の役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社及び貴社は、本契約に関連して自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為を行わないことを、相手方に対し保証する。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方当事者の信用を毀損し、又は他方当事者の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 当社及び貴社は、相手方が前二項の表明・保証のいずれかに違反した場合には、何らの催告を要することなく本契約を解除できるものとする。
4. 前項の規定に基づき本契約を解除した当事者は、本契約を解除したことにより相手方に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとする。
5. 本条第1項又は第2項の表明・保証のいずれかに違反した当事者は、相手方の請求により、相手方に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとする。

#### 第9条（契約期間）

1. 本契約は、本契約の定めに基づき早期に終了する場合を除き、「発効日」から、「モバイルFeliCa RF 性能検定」の終了時点か、又は「モバイルFeliCa RF 性能検定」にかかる第4条第1項若しくは同条第2項に定める検定料の支払完了日の、いずれか遅い日まで有効とします。
2. 貴社又は当社が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、相手方は何等の通知・催告を要せず、即時に本契約を解除することができるものとします。

- ①自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払い停止状態となったとき。
  - ②差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
  - ③破産、会社更生手続開始又は民事再生の申立てがあったとき、或いは清算に入ったとき。
  - ④解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
  - ⑤本約款に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なお、その期間内に履行しないとき。
  - ⑥その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
  - ⑦違法に、又明らかに公序良俗に反する態様に利用したとき。
3. 貴社が、本契約で定める料金の支払いを2ヶ月以上怠ったときは、当社は何等の通知・催告を要せず、即時に本契約に基づき発行された「合格証明書」の効力を失効させることができるものとします。
4. 貴社は本条第2項及び第3項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い料金その他当社に対する一切の債務を直ちに当社に支払うものとします。
5. 第2条第2項、第4項及び第5項、第3条、第4条第3項、第5条、第6条、第7条、第8条第4項及び第5項、第10条、並びに第11条の規定は、本契約の満了又は終了後も有効に存続するものとします。

## 第10条（権利義務の譲渡）

貴社は、当社の書面による事前の承諾がない限り本約款に基づく本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継し、転貸し又は担保に供さないものとします。

## 第11条（その他）

1. 当社は、相当の期間を定めて貴社に対して通知した後に、「モバイルFeliCa RF 性能検定」に関する業務を終了し、或いは第三者へ「モバイルFeliCa RF 性能検定」に関する業務の全部又は一部を引継ぐことがあります。貴社は、本項に基づく当社による「モバイルFeliCa RF 性能検定」の業務終了又は引継ぎに関し異議を唱えないものとします。
2. 当社は、特定の検定基準、検定項目に関する検定業務終了により、著しく不都合が生じる可能性があることが確認された場合には、貴社と必要な協議を行い、その解決に努力するものとします。
3. 当社は、「モバイルFeliCa RF 性能検定」の全部又は一部を第三者に委託できるものとします。
4. 本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。本契約の条項の一部が法令上無効であるとされた場合であっても、かかる無効とされた条項以外の本契約の各規定は、引き続き有効なものとして、当社及び貴社に適用されるものとします。
5. 本契約に関連して、貴社と当社との間において問題が生じた場合には、貴社と当社で誠意をもって協議するものとします。
6. 協議しても解決しない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2024年7月1日発行

## 添付資料B サイドロープについて

「6.5.4.1.2 通信不可領域測定①（広範囲測定）」項目内にあるサイドロープについて以下補足します。

- ・サイドロープ

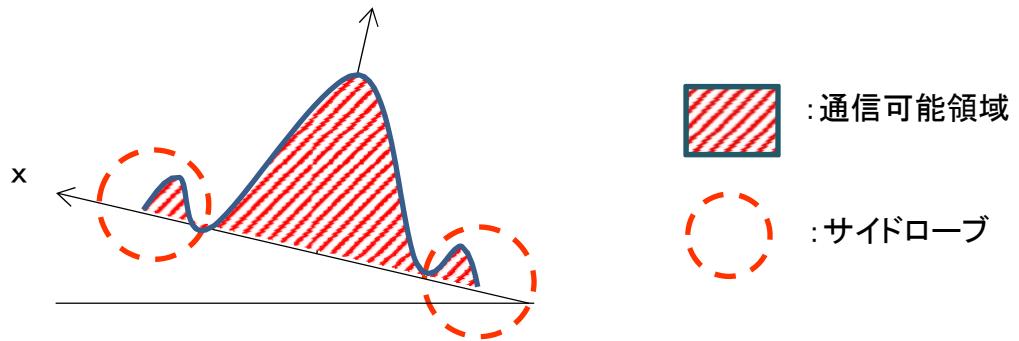


図 1 サイドロープ

- ・サイドロープの境界

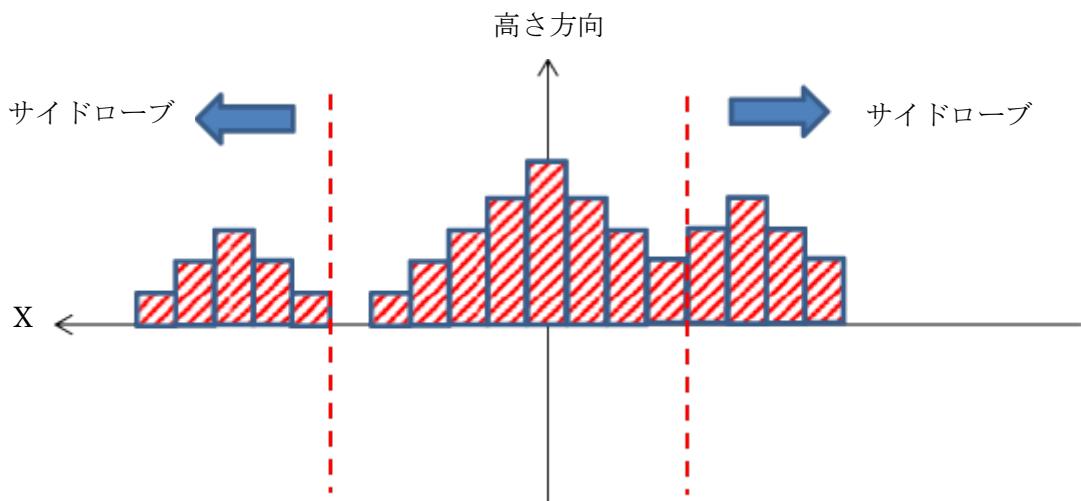


図 2 サイドロープの境界